

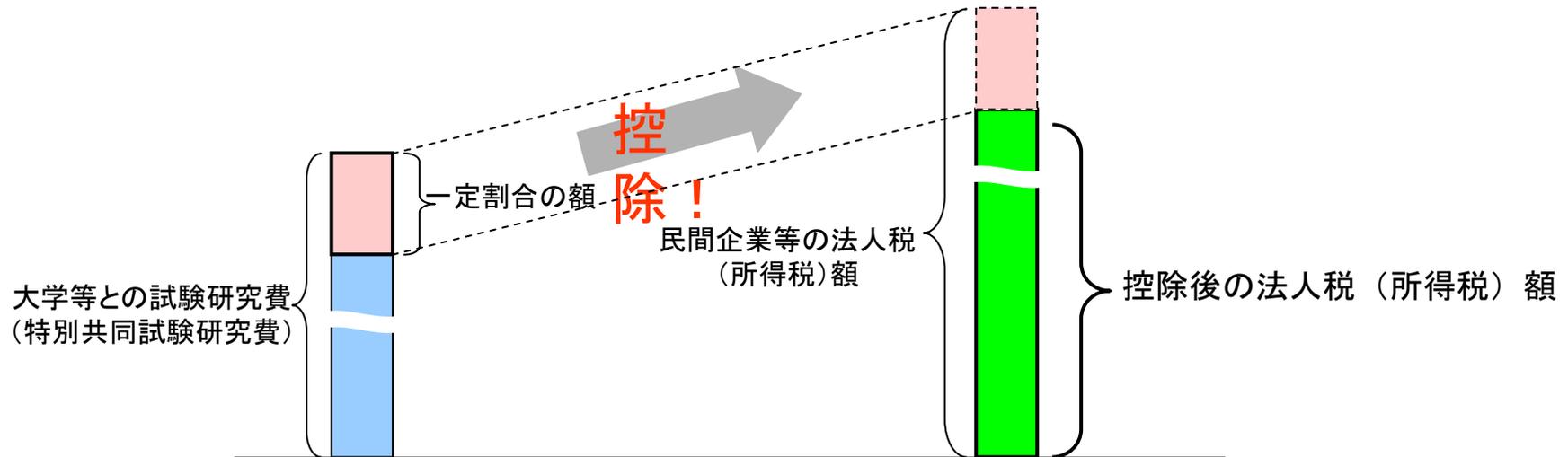
58 大学院の教育研究に対する企業等の税額控除制度

①特別共同試験研究税額控除制度（平成15年度創設）

民間企業等が、国内の大学、公的研究機関等との共同研究及び委託研究について支出した試験研究費（特別共同試験研究費という）の額の12%相当額を法人税・所得税より控除するもの。

なお、3年間の時限措置として、更に3%を上乗せし、税額控除率を15%とする（平成18年3月31日まで）。

特別共同試験研究費の一定割合を法人税額から控除



大学等にて行う処理

民間企業等が共同研究・委託研究について大学等に支出した試験研究費(特別共同試験研究費)の額について、民間企業等から支出報告書・証明書の作成依頼があった場合、支出報告書・証明書を交付する。

国研(独法)にて行う処理

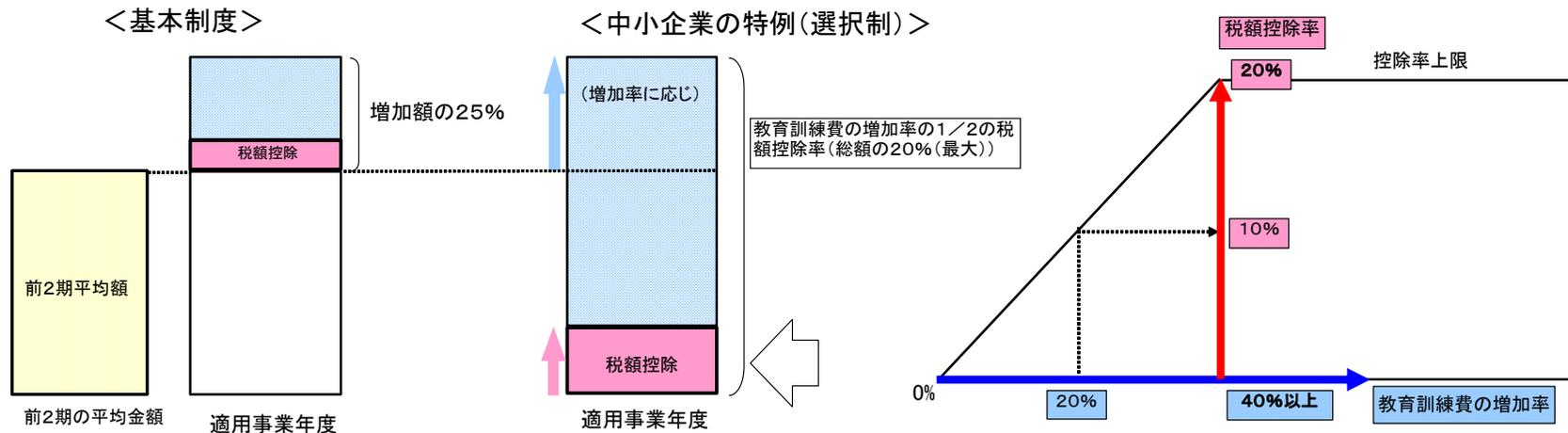
- ① 民間企業等が共同研究・委託研究について独法に支出した試験研究費(特別共同試験研究費)の額について、民間企業等から報告書の作成依頼があった場合、支出報告書を交付する。
- ② 民間企業等から、税務署に申告する特別試験研究費が適正である旨の認定申請があった場合、認定書を交付する。

②人材投資促進税制の創設(法人税, 所得税, 法人住民税) (平成17年度創設)

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から, 人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに, 企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため, 人材育成に積極的に取り組む企業について, 教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

- ① **基本制度** 教育訓練費を前2事業年度の平均額(基準額)より増加させた企業について, その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度)
- ② **中小企業の特例** 中小企業については, 教育訓練費を上記基準額より増加させた場合, 教育訓練費の総額に対し, 増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度。①との選択が可能。)

※中小企業については, 地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



効果

- 長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
- 社会人の高等教育機関等での学習機会の増加

注) 3年間の措置